

### 入院を保障する以下の契約に加入の場合

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、入院保険の契約日(更新日)をご確認ください。

### ■ 入院日数が1日以上の場合、「入院給付金」をお支払いします。

- 「日帰り入院(入院日数が1日)」とは、入院日と退院日が同じ日の場合のことをいいます。入院基本料の支払いの有無などを参考に当社が判断します。
- 「日帰り入院」に該当するかは、医療機関(病院など)が発行する医療費明細の記載がある領収証をご確認ください。(7ページ参照)

### ■ 日帰りでも「入院給付金」をお支払いできる場合とできない場合

#### (例)お支払いできる場合

内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、しばらくベッドで安静にした後、その日のうちに帰宅したが、入院料(入院基本料)を病院に支払った場合。

○ 入院に該当するため  
「入院給付金」をお支払いします。

#### (例)お支払いできない場合

内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、その日のうちに帰宅し、入院料(入院基本料)ではなく短期滞在手術等基本料1を病院に支払った場合。

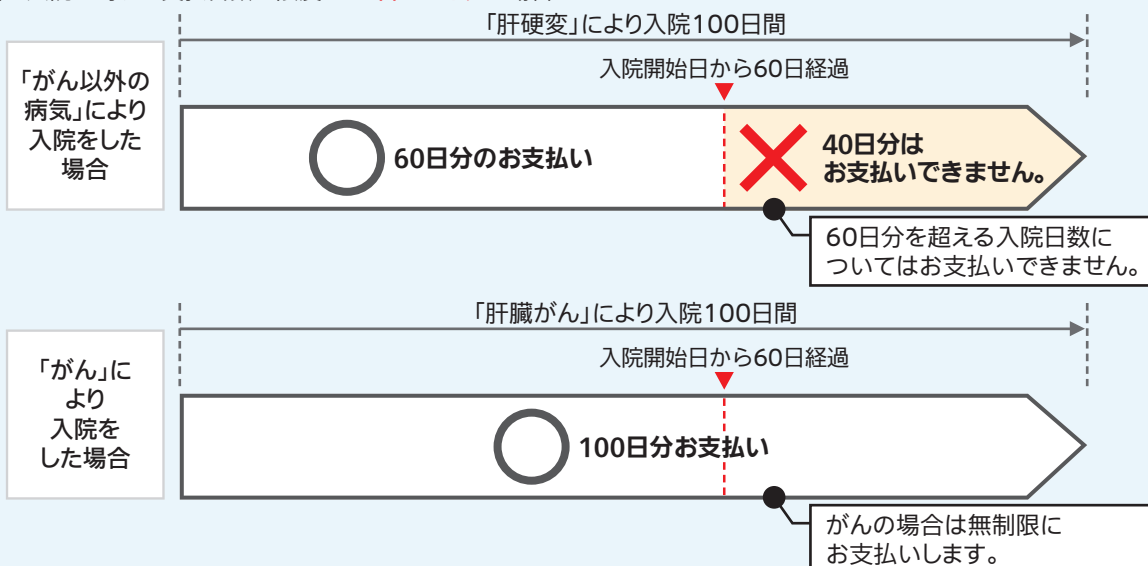
✕ 入院に該当しないため  
「入院給付金」はお支払いできません。

### ■ 1回の入院に対する支払日数の限度

1回の入院に対する「入院給付金」の支払日数の限度を約款で定めています。

- 「がん以外の病気」や「不慮の事故による傷害」により入院した場合は、1回の入院に対する支払日数の限度までお支払いします。
- 「がん」による入院の場合は、支払日数の限度を定めず「無制限」にお支払いします。なお、「がん」による入院に該当するかは、診断書の内容にもとづき当社が判断します。

<1回の入院に対する支払日数の限度が60日のタイプの場合>



契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入の場合は、「1回の入院に対する支払日数の限度」が下記の内容となります。

3大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のことをいいます。

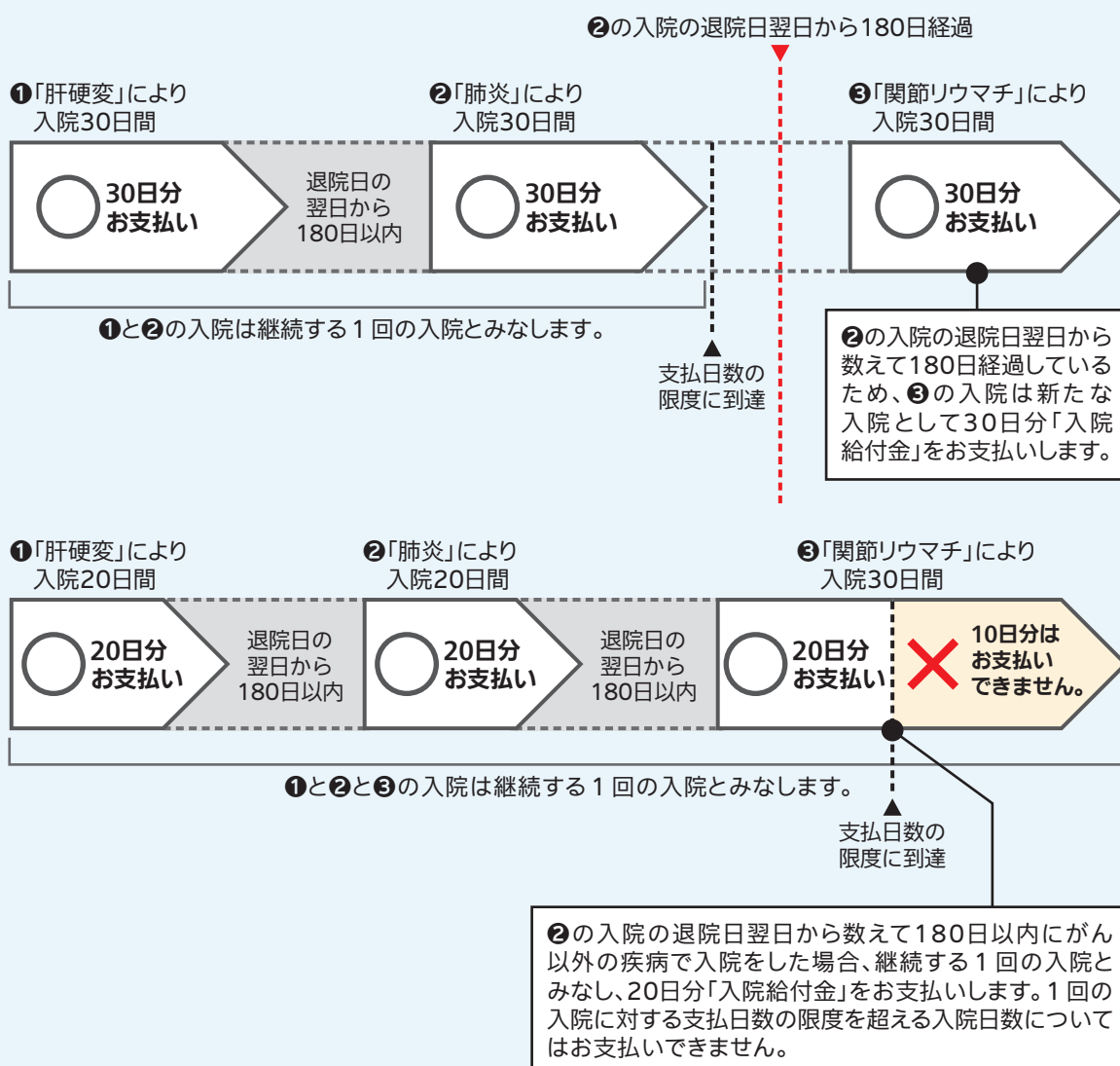
- 「3大疾病以外の病気」や「不慮の事故による傷害」により入院した場合は、1回の入院に対する支払日数の限度までお支払いします。
- 「3大疾病」による入院の場合は、支払日数の限度を定めず「無制限」にお支払いします。なお、「3大疾病」による入院に該当するかは、診断書の内容にもとづき当社が判断します。

## ■「がん以外の病気<sup>(※)</sup>」により2回以上入院した場合

入院の原因が同一か別かに関わらず、「入院給付金」が支払われた最終の入院の退院日翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。そのため、入院日数を合算して取り扱います。「不慮の事故による傷害」により2回以上入院した場合も、同様の取り扱いとなります。

(※) 契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入の場合は、「3大疾病以外の病気」となります。

<1回の入院に対する支払日数の限度が60日のタイプの場合>



## ■「病気」と「不慮の事故による傷害」により2回以上入院した場合

「病気」に対する「入院給付金」と「不慮の事故による傷害」による「入院給付金」は、継続する1回の入院とはみなしません。そのため、入院日数は合算しません。

## 手術を保障する以下の契約に加入の場合

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、手術保険の契約日(更新日)をご確認ください。

## ■「手術給付金」の支払い

- 次のいずれかに該当する場合、「手術給付金」の支払対象となります。
  - ① 診療報酬点数表により手術料の算定対象と定める手術
  - ② 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術
  - ③ 診療報酬点数表により輸血料の算定対象と定める造血幹細胞移植術
  - ④ 責任開始日(契約日・復活日)から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術
- 手術給付金の支払対象とならない手術の例(2025年3月現在)  
持続的胸腔ドレナージ など
- 外来(入院を伴わない)で手術を受けた場合、支払対象とならない手術があります。(次ページ参照)

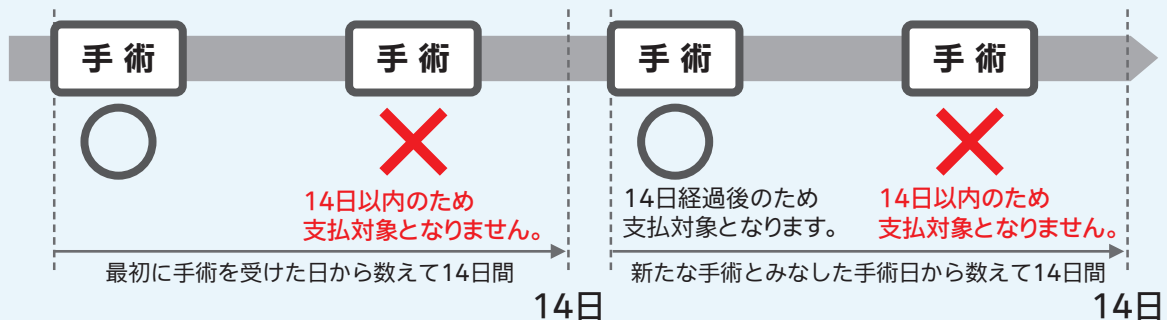
## ■ 14日の間に1回の給付を限度とする手術(複数回に分けて行う手術)

診療報酬点数表には、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定される手術」があります。この手術を受けた場合、最初に手術を受けた日から**14日以内**で、もっとも支払金額の多いいずれか1回の手術についてのみ「手術給付金」の支払対象となります。また、14日経過後に受けた手術は、新たな手術とみなして「手術給付金」の支払対象となります。

▼代表的な手術例

手術名	傷病名
網膜光凝固術 [もうまくひかりぎょうこじゅつ]	糖尿病性網膜症 [とうにようびょうせいもうまくしょう]
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 [たいがいししょうげきはじん・ようかんけっせきはさいじゅつ]	尿路結石 [にょうろけっせき]

(例)胆石症[たんせきしょう]に対して、体外衝撃波胆石破碎術[たいがいししょうげきはたんせきはさいじゅつ]を複数回受けた場合



## ■ 初日の給付を限度とする手術(数日にわたって行う手術)

次のいずれかに該当する場合、**初日のみ**「手術給付金」の支払対象となります。

- ① 1つの手術を2日以上にわたって受けたとき
- ② 診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が、1日につき算定される手術

▼代表的な手術例

手術名	傷病名
人工心臓 [じんこうしんぱい]	狭心症 [きょうしんしょう]
経皮的な心臓補助法 [けいひてきしんぱいほじょほう] (PCPS)	心原性ショック [しんげんせいしょく]

## ■ 外来(入院を伴わない)で手術を受けた場合に支払対象とならない手術

- 歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象と定める手術を**外来**で受けた場合。ただし、歯科診療報酬点数表と内科診療報酬点数表により手術料の算定対象と定める手術は支払対象となります。
  - ▶(例)「口腔底のうよう切開術」など
- 先進医療の対象となる診療行為のうち、「歯・義歯または歯肉の手術」を**外来**で受けた場合。
- 下表に記載した手術を**外来**で受けた場合。(先進医療による場合も含まれます)

### ▼手術一覧

部位	手術名	部位	手術名
眼	● 麦粒腫切開術*	皮膚・皮下	● 創傷処理 (創傷処理に伴う縫合術を含む)
	● マイボーム腺梗塞摘出術* (マイボーム腺切開術)		● 皮膚切開術
	● 霰粒腫摘出術*		● デブリードマン
	● 涙嚢切開術	鼻	● 鼻腔粘膜焼灼術
	● 眼瞼膿瘍切開術		● 下甲介粘膜焼灼術
	● 外眥切開術		● 鼻甲介切除術 (高周波電気凝固法によるもの)
	● まつ毛電気分解術 (毛根破壊)		● 鼻内異物摘出術
	● 角膜・強膜異物除去術		その他
	● 結膜下異物除去術	● 骨、軟骨または関節の非観血的 または徒手的な整復術、 整復固定術および 授動術	
	● 結膜結石除去術		
耳	● 鼓膜切開術		
	● 外耳道異物除去術		

\*一般的にいう「ものもらい」に対する手術です。

### <契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入のお客様>

- 上記の手術一覧に記載の手術を入院中に受けた場合も支払対象となりません。
- 下記の手術についても、入院・外来を問わず支払対象となりません。

部位	手術名	部位	手術名
眼	● 涙点プラグ挿入術	皮膚・皮下	● 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術
	● 涙点閉鎖術		● 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
		その他	● 巻き爪手術(陥入爪手術)

## ■ 「放射線治療給付金」の支払い

- 次のいずれかに該当する場合「放射線治療給付金」の支払対象となります。
  - ① 診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象と定める診療行為(「血液照射」は除く)
  - ② 先進医療に該当する診療行為のうち放射線治療または温熱療法に該当する診療行為(診断・検査を目的とした診療行為は除く)
- 「放射線治療給付金」の支払対象となる放射線治療日から数えて**60日以内**に受けた放射線治療は、「放射線治療給付金」の支払対象となりません。

## ■ 同時または同日に複数の手術を受けた場合

- 「手術給付金」の支払対象となる手術を同時または同日に複数受けた場合には、もっとも支払金額の多い手術が「手術給付金」の支払対象となります。
- 「手術給付金」と「放射線治療給付金」の支払対象となる手術を同時または同日に受けた場合には、「手術給付金」と「放射線治療給付金」のいずれも支払対象となります。

## 9記載以外の入院を保障する契約に加入の場合

### 9記載の契約

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

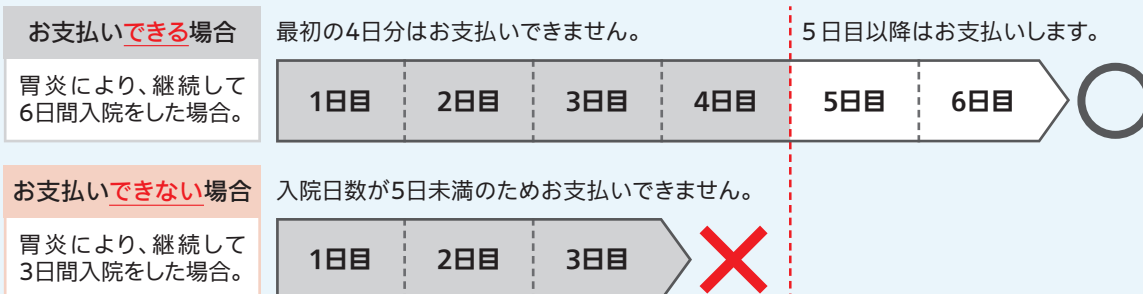
※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、入院保険の契約日(更新日)をご確認ください。

## ■ 支払いに必要な入院日数

「入院給付金」の支払対象となる入院日数を約款で定めています。(2日以上、5日以上、20日以上)の継続した入院など)

保険種類や加入時期などにより異なりますので、詳しくは「保険証券」などをご確認ください。

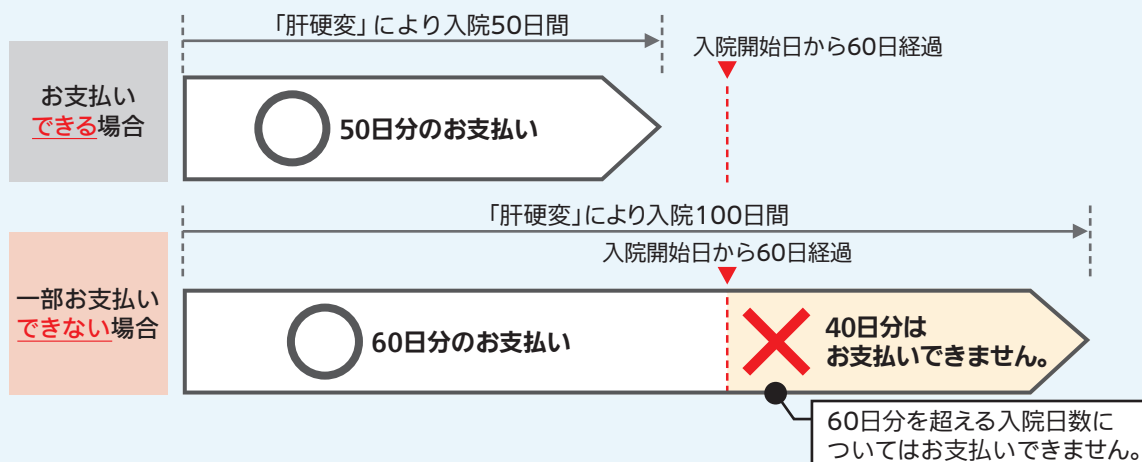
<5日以上継続した入院で5日目からお支払いするタイプの場合>



## ■ 1回の入院に対する支払日数の限度

1回の入院に対する「入院給付金」の支払日数の限度を約款で定めています。(60日限度、90日限度、120日限度。支払日数の限度を定めず「無制限」に「ガン入院給付金」をお支払いする主契約・特約もあります。) 保険種類や加入時期などにより異なりますので、詳しくは「保険証券」などをご確認ください。

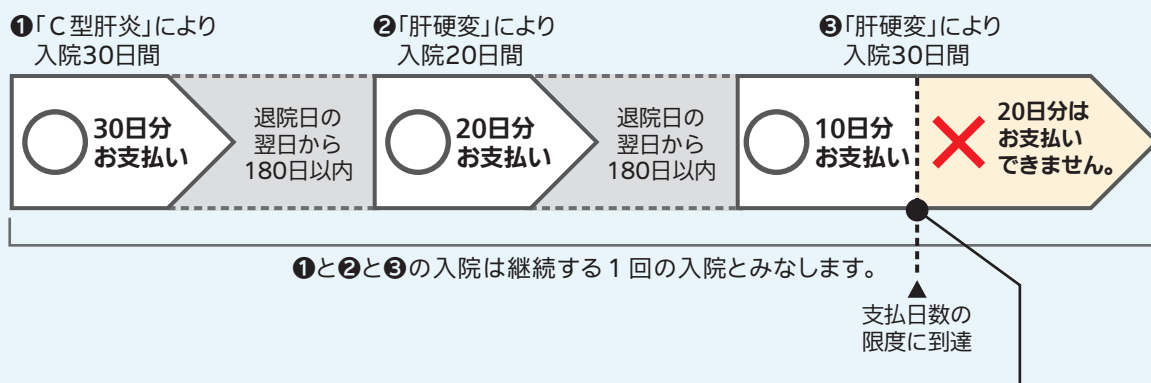
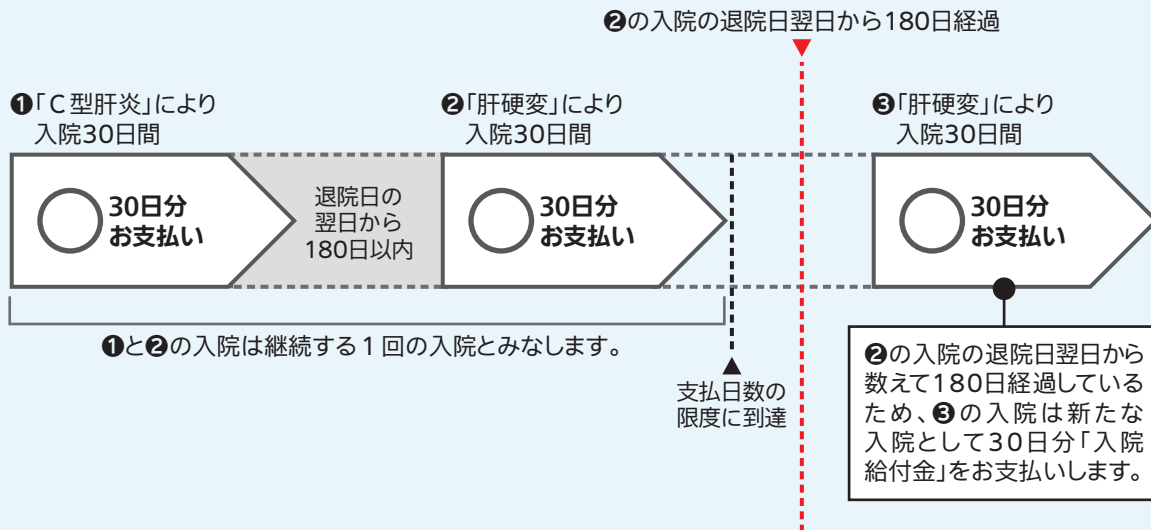
<1回の入院に対する支払日数の限度が60日のタイプの場合>



## ■「病気」により2回以上入院した場合

入院の原因が同一か医学上重要な関係にある場合、「入院給付金」の支払われた最終の入院の退院日翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。そのため入院日数を合算して取り扱います。

<1回の入院に対する支払日数の限度が60日のタイプの場合>  
\*「C型肝炎」と「肝硬変」は医学上重要な関係にある病気です。



注：③の入院が②の入院と同一でない、または医学上重要な関係がない病気による入院の場合、新たな入院として30日分「入院給付金」をお支払いします。

②の入院の退院日翌日から数えて180日以内に医学上重要な関係にある病気での再入院のため、継続する1回の入院とみなし、10日分「入院給付金」をお支払いします。1回の入院に対する支払限度を超える入院日数はお支払いできません。

## 9 記載以外の手術を保障する契約に加入の場合

## 9 記載の契約

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、手術保険の契約日(更新日)をご確認ください。

## ■「手術給付金」の支払い

- 次の①②のいずれにも該当する場合、「手術給付金」の支払対象となります。

- ① 治療を目的として、器具を使用し、身体に切断、摘除などの操作を加える手術
- ② 約款に定める手術\*

\* 契約の加入時期・保険種類により異なります。詳しくは約款をご確認ください。

- 「吸引」、「穿刺[せんし]」などの処置、「神経ブロック」は支払対象となりません。
- 保険組曲Bestの「無配当手術保険(001)」に加入の場合  
「手術給付金」の支払対象とならない場合でも、「入院時手術給付金」の支払対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## ■ 外来(入院を伴わない)手術で「手術給付金」の支払対象となる例

手術名	傷病名
水晶体再建術*1 [すいしょうたいさいけんじゅつ]	白内障 [はくないしょう]
網膜光凝固術*2 [もうまくひかりぎょうこじゅつ]	糖尿病性網膜症 [とうにょうびょうせいもうまくしょう] 網膜剥離 [もうまくはくり] 網膜裂孔 [もうまくれっこう]
内視鏡的大腸ポリープ切除術*2 [ないしきょうてきだいちょうぼりーぷせつじょじゅつ]	大腸ポリープ [だいちょうぼりーぷ]

\*1 片眼ずつ別の日に手術を受けた場合、それぞれ「手術給付金」の支払対象となる場合があります。  
同時に両眼の手術を受けた場合は、1回のみのお支払いとなります。

\*2 60日の間に1回の給付を限度とします。(次ページ参照)

## ■ 処置などで「手術給付金」の支払対象となる例

治療名	傷病名
温熱化学療法* [おんねつかがくりょうほう]	直腸がん [ちよくちょうがん]
持続的胸腔ドレナージ* [じぞくてききょうくうどれなーじ]	胸水貯留 [きょうすいちよりゅう] 気胸 [ききょう]
持続的腹腔ドレナージ* [じぞくてきふくくうどれなーじ]	腹水貯留 [ふくすいちよりゅう] ネフローゼ症候群 [ねふるーぜしょうこうぐん]

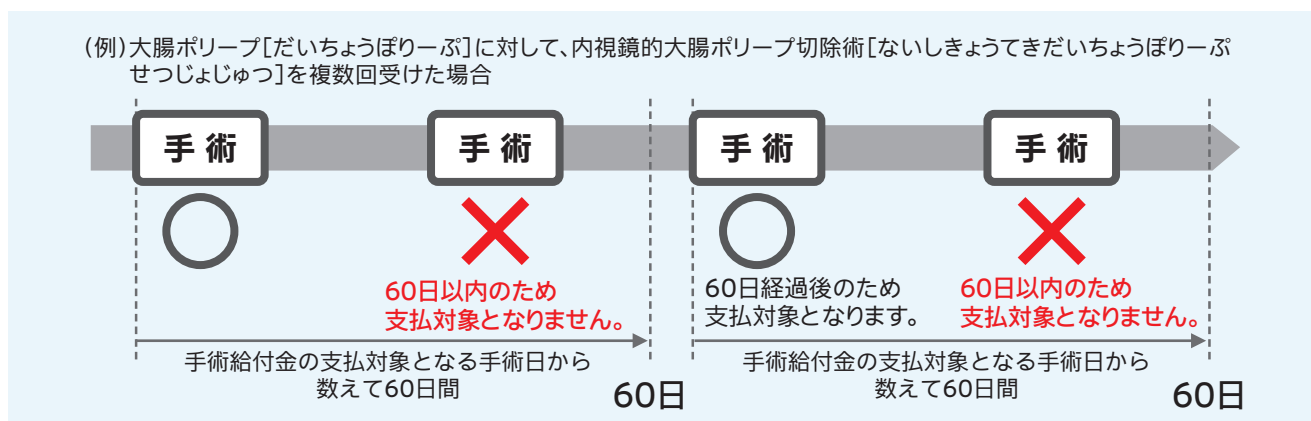
\*60日の間に1回の給付を限度とします。(次ページ参照)

## ■ 60日の間に1回の給付を限度とする手術

約款に定める手術には、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする手術があります。この手術を受けた場合、「手術給付金」の支払対象となる手術日から数えて**60日以内**に受けた手術は「手術給付金」の支払対象となりません。

▼代表的な手術例

手術名	傷病名
肝動脈塞栓術 [かんどうみやくそくせんじゅつ]	肝臓がん [かんぞうがん]
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 [たいがいししょうげきはじん・にょうかんけっせきはさいじゅつ]	尿路結石 [にょうろけっせき]
経皮的冠動脈形成術 [けいひてきかんどうみやくけいせいじゅつ]	狭心症 [きょうしんしょう]



## ■ 放射線治療を受けた場合

- 新生物(腫瘍など)に対し放射線治療を受けた場合、総線量50グレイ以上の照射で「手術給付金」の支払対象となります。
- 「ガンマナイフ」などの「定位放射線照射」は、総線量50グレイ未満の照射であっても「手術給付金」の支払対象となります。
- 「手術給付金」の支払対象となる放射線治療の開始日から数えて**60日以内**に受けた放射線治療は「手術給付金」の支払対象となりません。

## ■ 同時に複数の手術を受けた場合

「手術給付金」の支払対象となる手術を同時に複数受けた場合には、もっとも給付倍率の高い手術が「手術給付金」の支払対象となります。(同じ給付倍率の手術を同時に複数受けた場合も同様の取り扱いとなります)

(例)「骨折」により「骨移植術」と「四肢骨・四肢関節観血手術」を同時に受けた場合、給付倍率の高い「骨移植術」のみ支払対象となります。